

様式第2号（第4条関係）

公文書開示決定通知書

三計三第58号
令和4年2月4日

静岡県三島市芝本町6-2
特定非営利活動法人グラウンドワーク三島
理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡 武士 印

令和4年1月21日付けで請求のあった公文書の開示については、三島市情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定したので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	・三島駅南口東街区市街地再開発事業に伴う地質調査業務委託 報告書(平成22年6月) ・三島駅南口東街区再開発事業に伴う地質調査業務委託 報告書(平成29年3月) ・三島駅南口東街区市街地再開発準備組合が実施した地質調査に係るボーリング柱状図No.1～6及びボーリング柱状図を基に作成された想定地質断面図
開示の日時	令和4年2月7日午後1時30分
開示の場所	三島市役所本館1階 情報公開コーナー
備考	開示請求のあった公文書のうち、個人の氏名、個人の顔を判別できる部分及び自動車のナンバープレートについては、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため、当該部分は不開示とします。

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を担当職員に提示してください。
2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ三島市計画まちづくり部
三島駅周辺整備推進課（電話番号055-983-2633）へ連絡してください。

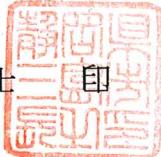
様式第3号（第4条関係）

公文書開示請求拒否決定通知書

三計三第59号
令和4年2月4日

静岡県三島市芝本町6-2
 特定非営利活動法人グラウンドワーク三島
 理事長 小松 幸子 様

三島市長 豊岡武士



令和4年1月21日付けの公文書の開示請求については、三島市情報公開条例第12条第2項の規定により次のとおり請求拒否の決定をしたので、同項の規定により通知します。

公文書の名称	(1) 2021年度作成の三島駅南口東街区再開発事業に関する「基本設計業務」の成果物一式 (2) 三島駅南口東街区再開発事業に伴う今までの地質調査業務委託 • 三島駅南口東街区市街地再開発事業に伴う地質調査業務委託 報告書(平成22年6月) • 三島駅南口東街区再開発事業に伴う地質調査業務委託 報告書(平成29年3月) • 三島駅南口東街区市街地再開発準備組合が実施した地質調査に係るボーリング柱状図No.1～6及びボーリング柱状図を基に作成された想定地質断面図 (3) 2021年度「三島駅周辺交通処理計画修正業務委託」成果物一式 (4) 2021年度「事業効果等調査検討業務委託」成果物一式 (5) 2021年度「三島駅南口周辺地下水対策アドバイザリー業務委託」成果物一式
請求拒否の区分	<input type="checkbox"/> 不開示 <input type="checkbox"/> 存否を明らかにしないもの <input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> その他
請求拒否の理由	開示請求のあった公文書のうち、(1), (3), (4)及び(5)については、存在しないため。 開示請求のあった公文書のうち、(2)については、個人の氏名、個人の顔を判別できる部分及び自動車のナンバープレートが、三島市情報公開条例第8条第1号に規定する個人情報に該当するため。
開示しない部分	個人の氏名、個人の顔を判別できる部分及び自動車のナンバープレート
備考	

(注)

- この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、三島市長に対して審査請求することができます。
- この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として(訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。)、処分の取消しを求める訴えを提起することができます(この処分を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しを求める訴えを提起することができます。